

## 第2章 文化財の保存と活用の基本的考え方

### (1) 文化財の保存と活用の必要性

文化財は、地域の先人たちがさまざまな営みをする中で残された地域の財産である。文化財を通して私たちはかつての人々の営みの一端を知ることができる。そこから発展して地域固有の歴史を知ることができる。また、工芸・産業に関するものの中には地場産業に結びつき地域の発展に欠かせないものも数多い。

我が国では、これら文化財の保護を図るべく「文化財保護法」が制定され、全国各地で文化財の保護が積極的に進められている。

文化財の「保護」とは文化財を「保存」し「活用」することである。（『文化財保護法第1条』より）。文化財の保存とは、文化財の価値を損なうことなく先代より継承し次世代に伝えていくことであり、文化財の活用とは、文化財の価値ないしそれから生ずる効用を現在生きる私たちや次世代の人達が享受できるようにすることである。

つまり、文化財の価値を維持しつつ、その価値を享受することが文化財の保存・活用（保護）となる。この二面は相互に補い合い、補完することが理想とされている。保存することで多様な活用が可能となり、多様な活用が保存を推進するために重要な役割を果たすという意味であるが、一方に重点を置きすぎると、他方の推進が困難になるという矛盾する側面も持つ。文化財の所在する地域の事情に即した、バランスの良い保存・活用の方法が必要である。

我が国は第2次世界大戦以後、発展を続け、世界有数の経済大国となった。農工業従事者の減少やサービス業等就労者の増大、交通網の整備、生活様式の変化など社会環境は大きく変化し、利便性、快適性は向上したが、一方で地方の画一化も進んだ。「特徴のない町」が増えてきた要因でもある。その反省に立ち、主に地域に住む人々が主導となり「地域の個性」を再発見しまちづくりを生かそうという取り組みが全国各地で盛んに行われている。

文化財は、歴史に培われたその地域にしかない特色を色濃く表現している。文化財を保護しその価値を顕在化することは、地方の個性を生かしたまちづくりを進める上でも重要性が高いといえる。また消滅の危機に瀕するものも多く、緊急性も高いものである。

京丹後市は先に述べたように豊かな自然と共に全国的にも貴重な文化財とそれを取り巻く歴史的文化的環境が良好な状態で残されている地域である。また、所在する文化財は日本各地あるいは海外からの交流によって形成されていることが大きな特徴の一つである。平成16年の市町村合併に伴い、「ひと みず みどり 歴史と文化がおりなす交流のまち」の目標のもと、新しい枠組みで新しい特色のあるまちづくりを行うことが大きな課題となっている京丹後市にとって、6つの町から新しく1つの市となった住民同士がお互いの郷土を見直し、協力しあいまちづくりを進めるために、また、市民同士あるいは他の地域の人たちとの交流を持つことで市民の文化的向上につなげるためにも、早急に市内の文化財の適切な保存・活用を図り、体系的な整備を行なうことが必要となっているのである。

## (2) まちづくりと文化財の保存と活用

京丹後市発足以前は、旧6町がそれぞれ豊かな自然環境を活かしたアウトドア型のレクリエーション施設を中心に整備をすすめ、まちづくりを展開してきた。誕生したばかりの京丹後市においては、さらに文化財に軸足をおいたまちづくりを展開することにより、市民が地域固有の文化や歴史を見直して地域の個性を再認識し、地域共同体の構成員としての一体感や精神的なよりどころを再発見することにつながっていくことが大切であると考えられる。

また、文化財の保存と活用は京丹後市民だけでなく、京丹後市を訪れる多くの人々が、京丹後市の文化と歴史について理解を深め、京丹後市の魅力を全国に知ってもらうことに大きな役割を果たすと期待される。つまり文化財を保存、活用して後世へ残していく取り組みが京丹後市におけるまちづくりへと反映されてくるものといえよう。文化財はそのために重要な役割を果たす資源であると考えられる。

### <文化財の5つの資源>

#### ・地域の独自性を表現する資源

文化財は他地域では得ることができない、その地域固有の財産であり、地域の個性、独自性、特異性を表現することができる資源である。

#### ・地域住民の教育、学習の材料としての資源

文化財は地域住民をはじめ多くの人々のための歴史、文化教育や生涯学習、体験学習の生きた教材として活用することができる資源である。

#### ・市民の郷土愛を育む資源

郷土の文化財は現在及び未来の京丹後市民にとって地域のシンボルであり、市民の誇りや郷土愛を育成し涵養することができる資源である。

#### ・地域間の交流資源

近年、人々が文化財にふれて、歴史と文化を学ぶというニーズは増している。文化財は保存整備し活用を図ることで、地域を代表する交流施設としての役割も期待でき、京丹後市の中だけでなく他地域の人々との交流振興にも役立てることができる資源である。

#### ・人々が集い親しむきっかけの場となる資源

文化財、とりわけ史跡はその周辺も含めて保護の対象となる性格上、人々が集い親しむ公園的空間づくりのよりどころとなる高い可能性を有した資源である。

### (3) 整備の基本的考え方と整備目標

京丹後市を中心とする地域には、弥生時代から古墳時代にかけて高度な技術と大陸・半島との交流を背景とした勢力が存在したといわれている。それを物語る函石浜遺跡や奈具岡遺跡、赤坂今井墳丘墓、網野銚子山古墳、神明山古墳等々多くの史跡等が所在している。これら貴重な歴史的文化遺産を後世に適切な形で継承していくことは、京丹後市民に課せられた責務であるといえる。また、これら史跡等貴重な文化遺産をただ単に保存するだけでなく、京丹後市民をはじめ多くの人々がその価値を享受できるように整備し、文化財を通じて京丹後市の歴史、文化を正しく理解できるように積極的な活用を図っていくことが急がれる。

そのため、本計画では史跡等の保存を大前提とする。また、史跡等の持つ価値を正確に後世へ伝えていくために、必要と考えられるものについては発掘調査をはじめとする各種調査を実施し、その成果を公開していくものとする。そして、研究成果を踏まえ史跡等の価値や意義の普及啓発に努め、京丹後市のまちづくり、人づくりに活かすことができるように整備活用を図っていく。さらに史跡等を取りまく京丹後市固有の風土、景観等も保存活用を図ることが望まれる。また、それだけでなく史跡等を背景に育まれた京丹後市独自の風俗、伝承などの文化についても一体のものとして捉えていくべきであると考えられる。

そこで、京丹後市における史跡等の整備にあたっては上記の保存、調査研究、公開活用を原則とし、歴史的文化遺産と一体となった京丹後市の風土、文化の保全に努め、京丹後市のまちづくりに活かされるようにすることを基本的考え方とするものである。

また、整備の基本的考え方を踏まえ、京丹後市における文化財の整備に向けたテーマを

「伝えよう『京丹後市の歴史と文化』 京丹後市まるごと歴史と文化の博物館」
--------------------------------------

とする。

史跡等を中心に据え、これらと融合した京丹後市固有の歴史、風土、風俗、景観等を一体のものとして捉え、人のふれあい、交流を通じて京丹後市の歴史と文化が偲ばれる、京丹後市全体が生きている大きな博物館となるまちづくりを目指す。

#### （４）整備の基本方針

先に掲げた目標と基本的考え方を具現化するため想定される計画の基本方針を、以下のようにまとめる。

##### <文化財と一体となった景観の形成>

京丹後市は豊かな自然と長い歴史の中で形成された多くの特色ある文化財を有している。今後、これら自然環境を含めた歴史的文化遺産を保全していくためには、保存と開発の調和が避けて通れない問題となると考えられる。市民や地権者に史跡等と周辺の景観が京丹後市にとって貴重な財産であり、まちづくりのうえでも大切な財産であることを周知徹底し、文化財等と一体となった景観の形成に積極的に取り組んでいくこととする。

##### <京丹後市のアイデンティティーを象徴する主要史跡等の価値の顕在化>

京丹後市に点在する主要な史跡等は、それぞれの地域が生み出したものであるから、全体として京丹後市の個性を形成する要因ともなっている。これらの史跡等を整備するにあたっては各々の史跡等が有する価値を顕在化するために、必要十分な各種調査研究を行い、その成果を踏まえて、価値を明確にし、適切な整備手法を検討したうえで、京丹後市の個性を表現し、現代の営みにつなげることができる整備を図るものとする。

##### <京丹後市の歴史文化の伝承と情報発信するための仕組みづくり>

京丹後市全体を巨大な屋外展示空間として捉え、これから順次行われる各種調査の見学や成果の公開、あるいは整備過程での市民の参加、整備後の利用活用などを積極的に進めるなど、主要史跡等を展示物に見立てて、実物に触れて体感できる博物館と考えるものとする。各展示物及び市外の文化財も視野に入れたネットワークを構築し、中核的な情報センターとなるガイダンス施設を整備し、京丹後市の歴史と文化の紹介、情報の提供、調査研究、ボランティアなどの活動拠点として活用を図る。

##### <主要文化財の保存と地域の自然環境、文化の保全>

主要史跡等の整備にあたってはその保存を大前提とする。また、史跡等の整備と合わせて京丹後市の文化を形作ってきた自然環境や、地域の風俗、伝説、伝承等の文化も一体のものとして捉え、合わせて保全を図っていく。また、市民と力を合わせて文化財、伝統文化の保存伝承ができる体制を作り上げていく。

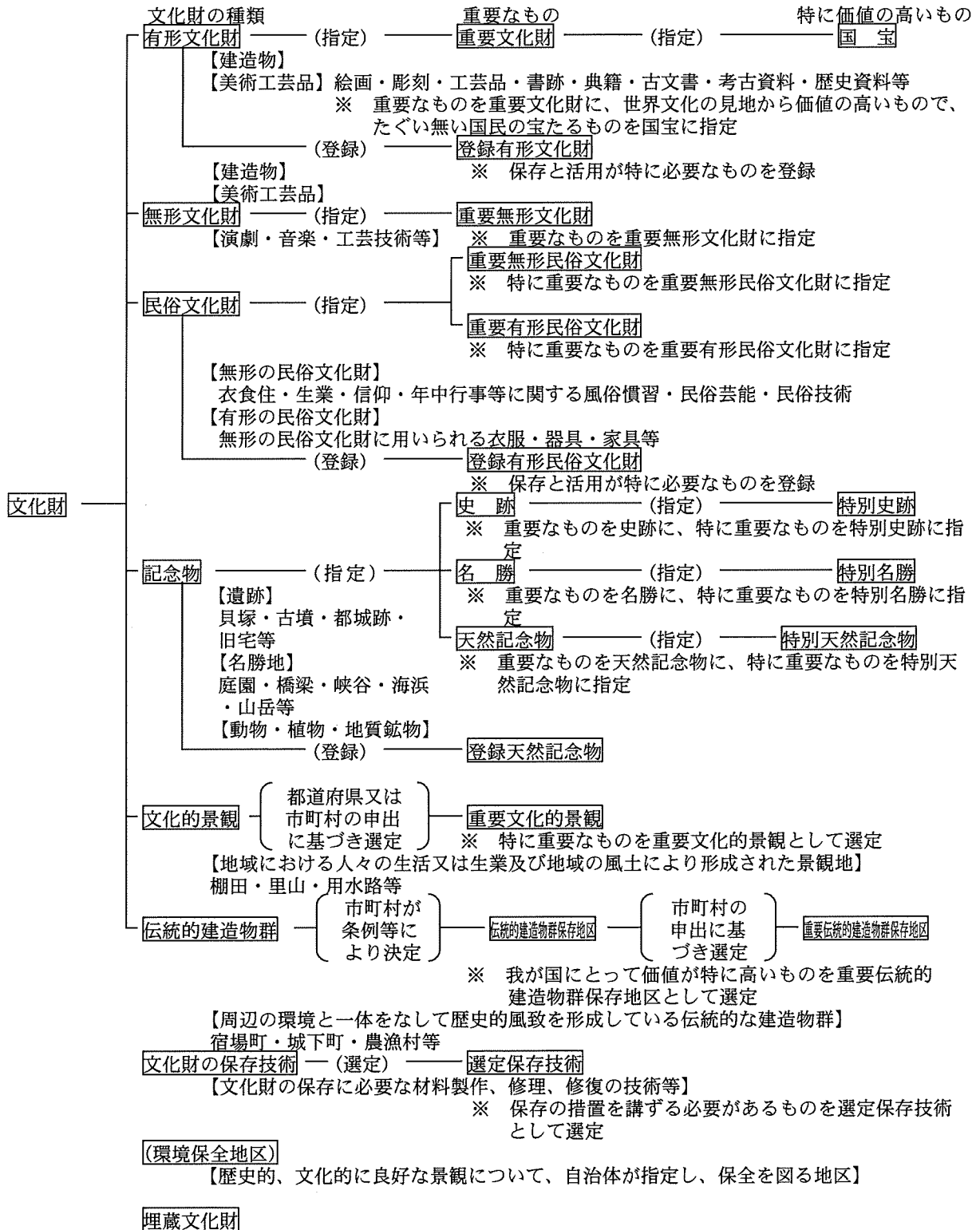
##### <文化財を活かした市民交流活動の促進と支援>

京丹後市民が参加して京丹後市の歴史について学ぶ「文化財博士講座」や「ボランティア講座」、「市民歴史大学」など市民の自主的参加、研究発表の場を設け、積極的に開催し、市民の中に京丹後市へ対する誇りや郷土愛を醸成するように図り、ふるさとの良さを知るきっかけとなる場を提供する。これらの講座を受講した人々の中から市民文化財ガイドとなって京丹後市の外から来訪する人々に文化財の解説を行ってもらえるような仕組み作りを促進、支援する。

## (5) 文化財の種類別基本方針

京丹後市には多種多様な文化財が所在し、指定あるいは登録されているものだけでも160件にのぼる。ここではこれら多数の文化財を種類ごとに分けてそれぞれの保存活用における国の基本方針(文化財保護法を準用)に基づき方針を示す。

### 文化財保護の体系



### ①有形文化財

京丹後市には、縁城寺宝篋印塔、本願寺本堂等の建造物や縁城寺の木造千手観音立像、円頓寺の木造薬師如来及両脇侍象等の彫刻、湯舟坂二号墳出土品等の考古資料など全国的に著名な国宝や重要文化財が所在している。

寺社や行政等公的な機関が所有あるいは管理している有形文化財については、今後も適切な管理が行われていくものと考えられるが、個人によって所有、管理されている物件に関しては将来維持管理が困難になることも考えられる。そこで、それら個人管理の有形文化財の維持管理に要する経費や防災施設の整備にかかる費用などに対して、行政による助成や補助など支援の充実を図る。

### ②無形文化財

京丹後市では、現在知られている無形文化財は無いが、今後新たな無形文化財が見いだされた場合には、後継者の育成や、映像、文章等あらゆる記録方法による保存を図るようにする。

### ③民俗文化財

京丹後市には、野中の田楽や、黒部、舟木の踊子、丹波の芝むくりなど多くの民俗文化財が伝えられている。

市民が京丹後市に暮らすことに対する誇りをもてるように、地域固有の文化財である民俗文化財の掘り起こし、保護伝承に注力する。そのために必要な啓蒙活動や助成事業を積極的に推進する。

### ④記念物

京丹後市には全国的にも広くその名を知られた琴引浜の鳴き砂、昭和2年の丹後大地震の記録をとどめる郷村断層などの天然記念物、網野銚子山古墳や、神明山古墳などに代表される国指定史跡のほか、多くの記念物が所在する。なかでも史跡は京丹後市の歴史と文化を語るうえで欠くことのできないものである。そのことを念頭におき、これら史跡等については、行政が主導しながら市民と行政が一体となって保存と活用を図るものとする。

### ⑤その他

文化的景観や、伝統的建造物群・文化財環境保全地区があるが、竹野神社、多久神社、神谷神社や三嶋田神社、甲坂不動尊が文化財環境保全地区に指定されている。他に遺跡・古墳などの埋蔵文化財も数多く所在する。今後もこれらの文化財について新しい発見等があった場合には、積極的に調査、研究を行い、文化財として指定するなど保護対策を図る。